

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県結城市長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づく定期の予防接種等及び任意接種のうち市が接種費用の一部を助成する予防接種の結果に関する記録や事務、その他必要な措置を行う。
③システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表25の項、27の項、28の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部 健康増進課（茨城県結城市中央町二丁目3番地）0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 健康増進課（茨城県結城市中央町二丁目3番地）0296-32-1111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月7日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月7日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>情報を取り扱う各工程で複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策をおこなっている。</p>
9. 監査	
実施の有無	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査</p>
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>業務に必要な情報のみの管理を徹底しており、権限のない者の使用を防ぐためアクセス権限の管理をおこなっている。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月3日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請 求	保健福祉部 健康増進センター(茨城県結 核1194) 0296-32-7890	保健福祉部 健康増進課(茨城県結核市中 央 0296-54-7005	事後	組織改編、庁舎移転に伴う変 更
令和3年3月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取り扱いに関する	保健福祉部 健康増進センター(茨城県結 核1194) 0296-32-7890	保健福祉部 健康増進課(茨城県結核市中 央 0296-54-7005	事後	組織改編、庁舎移転に伴う変 更
令和3年3月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年3月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムにおける	番号法第19条第7号 別表第二 第17、18、 19項	番号法第19条第8号 別表第二 第17、18、 19項	事後	番号利用法の号ズレ対応
令和4年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要	感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予 防するため、A類疾病及びB類疾病のうち政令 で定めるもの並びに新型コロナウイルス等対 策特別措置法に基づき予防接種を実施し、結 果の記録等の事務その他必要な措置を行う。	感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予 防するため、A類疾病及びB類疾病のうち政令 で定めるもの並びに新型コロナウイルス等対 策特別措置法に基づき予防接種を実施し、結 果の記録等の事務その他必要な措置を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務	事後	記載内容の修正
令和4年3月2日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10項 番号法第9条第1項及び別表第1項93の2	番号法第9条第1項 別表第一 第10項 番号法第9条第1項及び別表第1項93の2	事後	記載内容の修正
令和4年3月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点修正
令和4年3月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点修正
令和5年3月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請 求	保健福祉部 健康増進課(茨城県結核市中 央 0296-54-7005	保健福祉部 健康増進課(茨城県結核市中 央 0296-32-1111	事後	記載内容の修正
令和5年3月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取り扱いに関する	保健福祉部 健康増進課(茨城県結核市中 央 0296-54-7005	保健福祉部 健康増進課(茨城県結核市中 央 0296-32-1111	事後	記載内容の修正
令和5年3月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点修正
令和5年3月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点修正
令和6年3月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点修正
令和6年3月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要	感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予 防するため、A類疾病及びB類疾病のうち政令 で定めるもの並びに新型コロナウイルス等対 策特別措置法に基づき予防接種を実施し、結 果の記録等の事務その他必要な措置を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接 種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を 行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種 証明書の交付を行う。	感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予 防するため、予防接種法に基づく定期の予防 接種等及び任意接種のうち市が接種費用の一 部を助成する予防接種の結果に関する記録や 事務、その他必要な措置を行う。	事後	記載内容の修正
令和7年3月7日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10項 番号法第9条第1項及び別表第1項93の2・番 号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染 症対策に係る予防接種事務における「ワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供、照会	番号法第9条第1項 別表14の項	事後	記載内容の修正
令和7年3月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネッ トワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第17、18、 19項 番号法第19条第8号及び別表第2(115の2)	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2 条の表25の項、27の項、28の項	事後	改正番号法による修正
令和7年3月7日	VI リスク対策 5 特定個人情報の提供・移転	十分である	提供・移転しない	事後	記載内容の修正
令和7年3月7日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月11日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年3月11日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点修正